

# 生徒心得



入間わかくさ高等特別支援学校

職業学科

- 1 生徒心得
- 2 登下校について
- 3 服装等について
- 4 持ち物について
- 5 アルバイトについて
- 6 運転免許取得について
- 7 部活動について
- 8 学校生活について
- 9 携帯電話・スマートフォンの利用について
- 10 校内での生活について
- 11 学校用具・備品の破損について
- 12 校外での生活について

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校

住所 埼玉県入間市小谷田 745-1

電話 04-2941-5771

# 1 生徒心得

学校生活を豊かで実りあるものにするためには、一人一人の気持ち大切です。また、集団生活を送る上では、お互いに協力し高め合いながらきまりを守ること大切です。ここに書いてあることは、そのための基本的なこと(心得)です。生徒は基本的なこと(心得)を守り、お互いに楽しい学校生活を送り、将来、社会人・職業人として有意義な生活が送れるよう心がけてください。

## 基本的な心得

### (1) 礼儀と節度を大切にす

- ① 自主的なあいさつと会釈をする。
- ② 場面に合った言葉づかいをする。
- ③ 優しさを持って人と接する。

### (2) 時間を大切にし、学校を休まない

- ① 規則正しい生活を心がける。
- ② 授業の開始時間を意識する。(5分前行動)
- ③ 皆勤(欠席なし)を目指す。

### (3) 整理整頓・身だしなみを整える

- ① 常に清潔を心がける。
- ② 身の回りを整理し、忘れ物がないか確認する。
- ③ 物を大切にし、環境の美化(清掃)に努める。

※ 生徒指導を2回受け3回目の生徒指導を受けた場合は、持ち込み不可の物は学期中預かり、携帯電話等は短期の預かりとなる場合がある。その期間の代金の補償は行わない。

## 2 登下校について

- 公共の交通機関を利用する生徒はマナーを守り、一般の方の迷惑となる行為はしないこと。
- バス停ではきちんと並ぶ・割り込みをしない・待っている時に騒がない・大声で話をしない。
- 電車・バス車内で携帯電話・スマートフォン等を使用した通話は禁止である。
- バス車内では荷物は前に抱え、降りる乗客の妨げにならないように荷物を管理する。また、通路に座らない。
- 基本優先席を必要な乗客に譲る。
- 人事院研修所のバス停から学校へ登校するときは、歩道橋を渡る。歩道橋の下を渡らない。
- 歩きながらの携帯電話・スマートフォンを使用しない。また、両耳にイヤホンをつけて音楽を聴きながら歩かない。(片耳イヤホンは可)
- 自転車通学を希望する生徒は、自転車保険に必ず加入すること。自転車保険未加入の生徒は自転車通学を認めない。「自転車通学許可願」を必ず提出し、ステッカーを自転車の見えやすい位置に貼ること。また、ヘルメットの着用が望ましい。また、学校に予備の雨かっぱを置いておくこと。
- 自転車に乗る際は、傘さし運転、両耳イヤホン、二人乗り、並走、自転車改造はしない。また、夕暮れ時には必ずライトをつけること。
- 校内でのベンチコート・パーカーの着用は禁止とする。(3. 服装等の項目に記載)
- 8時40分までに教室に入り、着席していること。
- 部活動のある日は、校門を17時までに速やかに下校すること。部活動のない日は、特別な用事がない限り、終礼後速やかに下校すること。
- 部活動のある日は、遅くとも18時を目安に入間市駅から出ること。
- 入間市駅周辺で長時間滞在することのないように、寄り道をしないで帰宅すること。また、自転車通学の生徒は、入間市駅等での寄り道をせず速やかに下校すること。

### 3 服装等について

- ・ 制服を基本とし、場所、場面に見合った服装で生活、活動を行うこと。
- ・ 夏服、冬服の衣替え時期は下記のとおりとする。

夏服着用期間は、5月1日～9月30日とする。

夏服：Yシャツ、ズボンまたは、スカート。

冬服着用期間は、10月1日～翌年4月30日とする。

冬服：ブレザー着用。長袖Yシャツ、ズボン、ネクタイまたは、スカート、リボン。

セーター、ベスト、コートは黒・紺・グレー等の単色で派手ではないものとする。
- ・ 衣替えの時期は気候の変動によって「移行期間」を設ける。
- ・ いつでも現場実習等に行くことができる服装、髪型を心がける。
- ・ Yシャツの下の派手なシャツの着用は禁止とする。
- ・ 通学靴は基本的に黒や茶のローファーとするが、準備できない場合は派手でない運動靴でも可とする。
- ・ 男子は、学生用ベルトを着用する。(派手なベルト・バックルは禁止)
- ・ Yシャツの第一ボタンを締め、リボン・ネクタイを必ずする。(冬服着用期間のみ)
- ・ スカートを折らない。
- ・ ズボンを裾で折らない。
- ・ 校内でのベンチコート・パーカーの着用は禁止とする。靴下は、白・紺・グレーを基本とし、派手な色や柄物・キャラクター物の着用は禁止とする。
- ・ 登校時、冬服着用時等にブレザーの下に、フード付きのパーカーを着用したり、ブレザーの上にベンチコート等を着用したりすることは禁止とする。登校時の防寒着は、学生の本分を踏まえた、フォーマルな物を基本とする。
- ・ 派手なベルト、膝丈より短いスカートは禁止とする。
- ・ Yシャツは必ずズボンの中に入れること。
- ・ 防寒着やネックウォーマー、マフラー、手袋等の防寒具は室内では外すこと。
- ・ ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・数珠・ミサンガ・化粧・色付きリップクリーム・グロス・マニキュア・ネイルアート・アクセサリ等は禁止とする。
- ・ 華やかな装飾品やその場にそぐわない物を身につけることは禁止とする。
- ・ 専門コースで購入した防寒着に関して、校内での着用は専門コースの授業内のみとする。

## 頭髪等について

- ・ パーマ、脱色、染色等(ヘアマニキュア含む)、過度なワックス、ヘアスプレーは禁止とする。  
(男子のヘアゴム、ヘアピンは禁止とする)
- ・ 髪の毛の長さが肩よりも長くなった場合はヘアゴム等でまとめること。
- ・ 清潔感のある頭髪にする(毎朝ブラシや櫛で髪をとかす等)

## 4 持ち物について

- ・ 通学かばんは派手でない物とする。
- ・ 持ち物は自分で管理すること。
- ・ 現金等の貴重品はロッカー等、鍵のかかる場所で保管すること。携帯電話は、担任に預けること。
- ・ おかし等、昼食とは関係がない食べ物は持ってこないこと。
- ・ 授業に必要なもの以外は持ってこないこと。(ゲーム機、漫画、カードゲーム等)

※ タブレット等の機器で、コミュニケーションツールとして使用する場合は、保護者・学校間で相談し認められた場合のみ持ち込みを可とする。

## 5 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。

アルバイト希望の生徒は、必ず担任・生徒指導・進路指導と相談の上、認められた場合のみ、「アルバイト許可願い」を提出し、アルバイトを行う。また、学校生活に支障をきたさないよう保護者が責任をもって生活管理を行い、学校生活に支障をきたした場合にはただちにアルバイトを中止する。

- ・ アルバイトを行うにあたり、終了時刻は20時までとする。
- ・ 学校行事、部活動を休んでのアルバイトは認めない。
- ・ 高校生として、ふさわしくないアルバイトは認めない。
- ・ 生徒指導の対象となった生徒のアルバイトは認めない。

## 6 運転免許取得について

運転免許取得は原則禁止とする。

但し、運転免許取得希望の生徒は、必ず担任・生徒指導・進路指導と相談の上、卒業後の就労や生活に向けて必要な場合のみ自動車学校の入校を認める。その際は、学校が定める「自動車の運転免許取得に関する手続」「自動二輪車等の運転免許取得に関する手続」等に従い、必ず必要な書類を提出すること。

## 7 部活動について

- ・ 部活動は、全員加入制で新1年生を中心に毎年4月に仮入部期間を設け、各自で判断し入部し部活動に参加する。
  - ・ 活動日：土・日・木曜日以外の 15時50分～16時40分
- ※ 部活動によっては、早朝及び土日・長期休業日に練習を行う場合がある。

## 8 学校生活について

- ・ 遅刻や欠席の場合は、8時～8時25分までに理由を連絡すること。本校HPでも連絡できる。
- ・ 休み時間と授業の区別をつけ、早め早めの行動をすること。
- ・ 教室ドアの内側からの施錠を禁止とする。
- ・ 校内で会った先生や来校者には自分から挨拶をすること。
- ・ 欠席日数が多くなった場合は、担任が家庭訪問を行う。
- ・ お金や物の貸し借りや「おごり」行為は禁止とする。
- ・ 他人の物には触らないこと。
- ・ 自動販売機の利用は、休み時間だけとする。
- ・ 他学年の教室には入らないこと。

## 9 携帯電話・スマートフォンの利用について

携帯電話・スマートフォンを保有・使用するにあたっては、保護者の責任のもと、節度を持って使用すること。

### ○学校

- ・ 校舎内では電源を切ること。
- ・ 担任の先生に預けること。

### ○校外

- ・ 不必要なライン等のSNSの利用はしないこと。
- ・ 深夜まで続ける長電話・ライン・SNSはしないこと。
- ・ 他人を傷つけるような、誹謗中傷行為をしないこと。
- ・ 友だちの携帯電話は、許可があっても使用しないこと。
- ・ 勝手に許可なく第三者に、友だちの携帯番号やアドレスを教えないこと。
- ・ 怪しいサイト等へのアクセス、知らない番号やアドレスへのアクセスは絶対にしないこと。

※ 不適切な使用が続いた場合、学校預かりや保護者同意のもと解約してもらうことがある。

## 10 校内での生活について

### ○校舎内

- ・ 廊下でふざけて騒がないこと。
- ・ 廊下は歩くこと。
- ・ 廊下や水道に座りこまないこと。
- ・ 上履きのかかとをふまない、つぶさないこと。
- ・ 飲食は、教室等の決められた所ですること。
- ・ 体育館では、必ず体育館履きに履き替えること。
- ・ 5階から上にあがる階段には立ち入らないこと。

### ○校舎外

- ・ グラウンドを利用する際は、運動靴に履き替えること。(ローファー、革靴は禁止)

※ ゴミは決められた所に捨てること。なお、学校内に持ち込んだゴミは原則持ち帰ること。

※ 学校の美化に努めること。

## 11 学校用具・備品の破損について

- ・ 学校用具や備品、壁・天井・ロッカー等の物を故意に破損した場合、生徒指導の対象となる。また、直すためのお金を実費負担する場合がある。
- ・ 学校で使用する物は、自分の物ではなく、学校の物である。大切に扱うこと。

## 12 校外での生活について

校外においても、本校生徒としての自覚を持ち、一般の方に迷惑になるような行為をせず、ルールやマナーを守り高校生らしい行動をすること。本校生徒として、約束ごとに違反したり、法律に触れるような行為を行ったりした場合は、特別な指導や懲戒を行うことがある。

- ・ 休日に外出する場合の帰宅時刻は21時までとする。
- ・ 出かける際は、「誰と」「どこで」「何時までには帰る」等を必ず保護者に伝えてから外出すること。
- ・ 高校生としてふさわしくないところへの出入りは禁止とする。
- ・ 異性と二人で密室になるところ、人影の少ないところ等には行かない、近づかないこと。
- ・ 校外においてもお金の管理には気を付けること。「お金や物の貸し借り」「おごり行為」は禁止とする。
- ・ 下校途中や、休日に事故や事件等にあった場合には、相手の特徴やナンバーを覚え、速やかに警察・学校に連絡すること。
- ・ 飲酒・喫煙・喫煙補助具所持はいかなる理由があっても指導対象とする。
- ・ 暴力行為・いじめにつながる行為は禁止とする。
- ・ SNS・ラインの使用は保護者の管理のもと十分に気を付けること。
- ・ 自分のことや友だちのこと、学校生活での悩みや困っていることがあれば、担任や生徒指導の先生に遠慮なく相談すること。

**「上記の決まりを守って、充実した学校生活を送りましょう」**

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for handwritten notes.

令和6年4月1日 改定